

各関係団体の長 様

山口県環境生活部長

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年省令第 10 号。以下「改正省令」という。）、「設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者の一部を改正する告示（令和 5 年 6 月環境省告示第 47 号。以下「改正調査者告示」という。）及び特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の一部を改正する告示（令和 5 年 6 月環境省告示第 48 号。以下「改正特定工作物告示」という。）が令和 5 年 6 月 23 日に公布され、改正省令は一部を除き令和 8 年 1 月 1 日から、改正調査者告示は令和 8 年 1 月 1 日から、改正特定工作物告示は一部を除き令和 5 年 10 月 1 日から施行されることとなりました。

なお、改正の概要等については下記のとおりですので、貴管下関係機関及び関係業者等に対する周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 工作物の解体等工事に係る事前調査を行う者等（改正省令、改正調査者告示）

建築物に係る解体等工事を行う場合に加えて、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査についても、一部の場合を除き、当該調査を適切に実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせなければならないこととされた。

(2) 特定工作物の追加（改正特定工作物告示）

特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物に、「観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）」が追加された。

2 施行日

(1) 改正省令、改正調査者告示：令和 8 年 1 月 1 日

(2) 改正特定工作物告示（一部を除く）：令和 5 年 10 月 1 日

(参考)

環境省 HP 「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について」

[https://www.env.go.jp/press/press\\_01756.html](https://www.env.go.jp/press/press_01756.html)

環境政策課  
大気・化学物質環境班  
TEL 083-933-3034  
FAX 083-933-3049